

西平井・鱒ヶ崎地区等における
「字の区域及び名称の変更」に伴う変更手続き Q & A

令和元年 9 月

町名・地番変更後、皆様方には住所変更手続きが必要になる場合があります。そこで、よくある問い合わせとその回答をご紹介します。
このほかに、「住所変更手続きの手引き」も合わせてご覧ください。

変更手続きは、10月5日以降に行ってください。

変更手続き関係

Q 1 変更で、何が変わるのか？

A 1 今回の変更によって「町名」「地番」が変更となり、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表示が変更となります。

詳細は、「住所変更手続きの手引き」の 2 頁をご参照願います。

Q 2 町名地番の変更に伴い、どのような手続きが必要ですか？

A 2 市などが職権で書き替えができるものや皆様方ご自身が手続きを行っていただくものがあります。「住所変更手続きの手引き」に主な変更手続きについて記載してありますのでご参照願います。

Q 3 いつから、いつまでの間に手続きをするのか？

A 3 令和元年 10 月 5 日から手続きをお願いします。手続き期間については、「住所変更手続きの手引き」に主な変更期限について記載してありますのでご参照願います。

Q 4 急ぎ手続きが必要なものはありますか？

A 4 身分証明書として使用しているものは、早めに手続きをお願いします。

Q 5 変更対象区域に居住していないが、土地及びアパートを所有している。変更手続きは必要か？変更に伴う書類は届かないのか？

A 5 特に手続きするものではありません。変更対象区域に、住民登録をされていない方には、住所変更証明書等は、配付しておりません。なお、ご自身の所有している土地の新しい町名、地番については、令和元年 6 月 20 日付けで、流山市から送付いたしました換地処分通知に記載してありますので、ご確認ください。(換地処分通知についての問い合わせは、まちづくり推進課西平井・鱒ヶ崎区画整理室 TEL 7 1 5 7 - 6 1 0 0)

証明書関係

Q 6 住所変更通知書と住所変更証明書の違いは？

A 6 住所変更通知書は、新しい住所を世帯主にお知らせする文書です。
住所変更証明書は、変更した住所の新旧を証明するもので、変更手続きに添付していただくものです。

Q 7 住所変更証明書の有効期限は？

A 7 市では、有効期限を定めておりませんが、提出先によっては有効期限を定めている場合があると思いますので、ご確認ください。

Q 8 住所変更証明書が10通配付されたが、不足した場合は？

A 8 不足された場合は、10月7日以降、市役所総務課にて無料で発行します。

Q 9 住所変更証明書を本人以外の者が、交付申請することが可能か？

A 9 可能です。(必要な方の氏名、旧新住所を記載することができる方)

Q 10 変更証明書は、いつまで無料で発行するのか？

A 10 期限はありません。

Q 11 住所変更証明書等の関係書類が配付されていないが？

A 11 関係書類は、変更対象区域に住民登録されている方及び事業主等に9月11日から配付しております。

Q 12 本籍の変更に関する書類が配付されていないが？

A 12 本籍変更通知書を10月5日以降、市民課から戸籍の代表者(筆頭者等)に郵送いたします。本籍変更証明書が必要な方は、10月7日以降、市役所市民課、各出張所にて無料で発行します。

住民票、本籍、住民登録関係等

Q 13 住民票の変更手続きは必要ですか？

A 13 市で住民票の住所の書き換えを行いますので、ご本人が手続きをする必要はありません。

Q 14 本籍の変更手続きは必要ですか？

A 14 市で本籍地の書き換えを行い、本籍変更通知書を変更日(10月5日)以降、市民課から郵送します。

ただし、換地処分後の地番が複数あり特定できない場合や本籍地番と土地の登記簿の地番が一致しない場合等においては、本籍地番の変更ができません。変更をご希望の場合は、換地処分後に届出が必要です。対象戸籍の代表者(筆頭者等)には、変更日(10月5日)以降、市民課から通知します。

Q 1 5 本籍地が、流山市以外にある場合に手続きは必要ですか？

A 1 5 流山市から本籍がある各市等へ住所の変更を通知しますので、ご本人が手続きをする必要はありません。

Q 1 6 自分が所有するアパートの新住所を知りたいのですが？

A 1 6 総務課（TEL 7 1 5 0 - 6 0 6 7）にお問い合わせください。
なお、流山市のホームページ(令和元年10月下旬頃掲載予定)の住所旧新対照表でも確認できます。
流山市のホームページトップページ
広報ID検索

ID	1022207
----	---------

Q 1 7 住民登録関係で、自分で手続きが必要なものはありますか？

A 1 7 マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カード（写真付き）、署名用電子証明書、通知カード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更の手続きをお願いします。届出先、必要書類等は、「住所変更手続きの手引き」の7頁をご参照願います。

Q 1 8 カード等の住所変更は、代理人でも手続きはできますか？

A 1 8 代理人が手続きする場合は、市民課(TEL 7 1 5 0 - 6 0 7 5)へお問い合わせください。

Q 1 9 街区番号は分かるが、新町名・新地番がわからない。

A 1 9 令和元年6月20日付けで、流山市から換地処分通知が送られており、そちらに新しい町名、地番が記載されておりますので、ご確認願います。不明の場合は、まちづくり推進課西平井・鱈ヶ崎区画整理室（TEL 7 1 5 7 - 6 1 0 0）へお問い合わせください。

**Q 2 0 住所旧新・新旧対照表は、いつ頃ホ - ムペ - ジに掲載するの
か？**

A 2 0 令和元年10月下旬頃に流山市のホ - ムペ - ジに掲載する予定です。住所旧新・新旧対照表は、令和元年10月4日現在、変更対象区域に住民登録されている方の住所の対照表（個人情報を除く。）となります。

流山市のホームページトップページ

広報ID検索

ID	1022207
----	---------

郵便物・無料はがき、郵便局等関係

Q 2 1 郵便配達に係ることで、郵便局に手続きが必要ですか？

A 2 1 手続きは、必要ありません。

Q 2 2 変更前の住所で、いつ頃まで配達されますか？

A 2 2 概ね 1 年間位は、配達されると郵便局から聞いております。

Q 2 3 郵便番号はどうなるのですか？

A 2 3 新町名の郵便番号は、次のとおりです。

西平井一丁目～三丁目 〒270-0156

鱈ヶ崎二丁目 〒270-0161

思井一丁目 〒270-0154

Q 2 4 知人、取引先等に新しい住所を知らせたいが？

A 2 4 郵便局から「住所変更のお知らせ用はがき」を世帯・法人に各 50 枚が提供されますので、お使いください。

「住所変更お知らせ用はがき」の記載例等は、「住所変更手続きの手引き」の 18 頁を参照願います。

Q 2 5 配付された無料はがき 50 枚では足りない場合は？

A 2 5 配付されたはがきの枚数が不足する場合は、流山郵便局（TEL 04-7154-2690）にご相談してください。

Q 2 6 「郵便物等不在連絡票」が届いた場合等で、新住所がわかる身分証明等がなくても郵便局で荷物を受け取れますか？

A 2 6 郵便局には、旧新・新旧住所対照表を提供しておりますので、新旧どちらでも可能です。

Q 2 7 郵便貯金・保険などの手続きは必要ですか？

A 2 7 貯金、保険等は、他の金融機関等と同様、ご自身で住所変更手続きをお願いします。

Q 2 8 宅配便等の配達が届かない。業者が新しい町名、地番を知らないのでは？

A 2 8 流山市のホームページに「西平井・鱈ヶ崎地区等の新町名・新地番図」が掲載してあります。なお、新町名・地番図が必要な方には、総務課で配付しております。

流山市のホームページトップページ

広報 ID 検索

ID	1022207
----	---------

運転免許証・パスポート関係

Q 2 9 運転免許証は、どこで書き換えをするのですか？必要書類は？

A 2 9 流山運転免許センターで住所及び本籍変更手続きができます。

必要書類は、運転免許証、住所変更証明書です。（本籍変更がある場合は、本籍変更通知書又は本籍変更証明書）

流山運転免許センターの場所等は、「住所変更手続きの手引き」

の 20 頁をご参照願います。

Q 3 0 世帯主や家族の者が、家族分の運転免許証をまとめて住所や本籍の変更はできますか？

A 3 0 可能です。住所変更のみの場合は、それぞれの住所変更証明書と運転免許証をお持ちいただければ、代表の方が一括して変更することができます。本籍変更も併せて行う場合は、それぞれの住所変更証明書と運転免許証に加えて、本籍変更通知書（10月5日以降、市民課から通知します。）又は本籍変更証明書をお持ちいただければ、代表の方が一括して変更することができます。

運転免許証が手元がないことで、「免許不携帯」とならないようご注意ください。

Q 3 1 パスポートの住所変更の申請が必要ですか？

A 3 1 手続きの必要はありません。

パスポートの最終ページに住所を記入されている方は、10月5日以降ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。ただし、修正液は使用しないようご注意ください。

公共サービス関係

Q 3 2 上下水道、NHK、NTT（固定電話）、東京電力、都市ガスへの住所変更手続きは？

A 3 2 特に手続きは、不要と思われませんが、変更後、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が発送される場合は、各公共サービス機関等にご確認ください。

年金・健康保険関係

Q 3 3 年金受給者で手続きが必要なものはありますか？

A 3 3 国民年金・厚生年金を受給している方は原則必要ありません。（ただし、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方を除きます。「住所変更手続きの手引き」の8頁をご参照願います。）
共済年金を受給している方は、各共済組合にお問い合わせください。

Q 3 4 企業年金は、自分で住所変更手続きを行うのですか？

A 3 4 公的年金以外の年金については、企業年金等それぞれ所管する事務所にご確認ください。

Q 3 5 会社の健康保険の手続きは？

A 3 5 お手数ですが、ご自身で手続きをお願いします。

不動産（土地・家屋）登記の所有者住所変更関係

Q 3 6 不動産登記の所有者の住所変更登記手続きは、誰が、どこで行うのですか？

A 3 6 変更手続きは、所有権登記名義人（所有者）が、申請書を作成して法務局に申請していただきます。松戸市、流山市の土地・建物等については、千葉地方法務局松戸支局（TEL 0 4 7 - 3 6 3 - 6 2 7 8）で行ってください。（両市以外に土地・建物等を所有している方は、管轄している各法務局で手続きをしてください。）

なお、登記申請書の作成に関する相談窓口は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

Q 3 7 不動産登記の所有者の住所変更登記は、直ちに手続きを行う必要がありますか？

A 3 7 手続きに期限はありませんが、住所変更の登記申請を早期に提出する場合は、法務局における換地処分の事務処理が終了した後に提出してください。売買、贈与、抵当権の設定等の事由が生じた時に合わせて手続きされても結構です。

Q 3 8 手続きの費用は？

A 3 8 手続き費用は無料です。（司法書士等資格者代理人に依頼すると費用がかかります。）

ケ - スによっては、登録免許税が必要となる場合があります。

Q 3 9 登記申請書の不動産番号が分からないのですが？

A 3 9 無記入でも結構です。ただし、不動産番号を記入しない場合は、土地については「所在、地目、地積」、建物については、「所在、建物の名称（ただし、該当名称がある場合に限られる。）、部屋番号、種類、構造、床面積」を記入してください。

Q 4 0 登記申請書には、実印が必要ですか？

A 4 0 認印で手続きができます。

Q 4 1 西平井・鱒ヶ崎地区等以外（市内及び他市等）に土地・建物を所有しているが、手続きは必要ですか？

A 4 1 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記手続きが必要です。流山市、松戸市以外の場合、土地・建物を管轄している各法務局で手続きをしてください。

なお、登記申請書の作成に関する相談窓口は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

Q 4 2 土地・建物に関する登記事務の停止の期間は？また、停止期間中の登記事項証明書等の交付は？

A 4 2 西平井・鱈ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業区域の土地・建物に関する登記事務が換地処分の公告日の翌日（10月5日）から3～4か月程度停止されます。この期間は、一般の登記手続きや登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

詳細は、「住所変更手続きの手引き」の10頁をご覧ください。

法人関係

Q 4 3 会社等の登記されている本店所在地を変更する場合の手続きの費用は？

A 4 3 手続き費用は無料です。（司法書士等資格者代理人に依頼すると費用がかかります。）

ケースによっては、登録免許税が必要となる場合があります。

Q 4 4 変更に伴い、会社のゴム印、封筒、看板等を作り直すようになるが、市から補助は出ますか？

A 4 4 申し訳ございませんが、補助はございません。

Q 4 5 本店・支店の所在地の変更登記及び代表者等の住所変更登記の届出は、郵送でも可能ですか。

A 4 5 郵送でも可能です。本店・支店の所在地を所管する法務局に郵送願います。

なお、登記申請書の作成に関する相談窓口は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

千葉県内に本店又は支店がある場合は、

〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号

千葉地方法務局（電話：043-302-1315）です。

学校・勤務先関係

Q 4 6 小・中学校の通学区域は、変更になりますか？

A 4 6 変更はありません。

Q 4 7 通学している小・中学校への届出は必要ですか？

A 4 7 市内小中学校に通学されている方は、必要ありません。指定学校以外の学校や私立の学校に通学している方は、学校に手続きをご確認ください。

Q 4 8 私立の幼稚園、高校、大学等に通園・通学している方の、届出は必要ですか？

A 4 8 通園・通学している幼稚園、学校等に手続きをご確認ください。

Q 4 9 勤務先には、どのような手続きが必要ですか？

A 4 9 お手数ですが、勤務先にご確認ください。

金融機関、保険、携帯電話等関係

Q 5 0 銀行等への手続きは、必要ですか？

A 5 0 変更手続きが必要となります。必要な変更手続きについて、金融機関にご確認ください。

Q 5 1 同じ銀行に、家族の口座がある場合、同居家族の住所変更手続きを世帯主等が代わりに行うことは可能か？

A 5 1 お手数ですが、ご契約されている金融機関にご確認ください。

Q 5 2 生命保険、傷害保険、損害保険、自動車保険等の手続きは、必要ですか？

A 5 2 変更手続きが必要と思われるので、お手数ですが保険会社へご確認ください。

Q 5 3 携帯電話、インターネットプロバイダー、各種会員証等への変更手続きは必要ですか？

A 5 3 変更手続きが必要と思われるので、契約している会社に手続き等をご確認ください。

車検証関係

Q 5 4 自動車検査証（車検）等の住所変更手続きは必要ですか？

A 5 4 住所変更手続きが必要になります。自動車検査証記入申請書(届出先にあります。)、住所変更証明書、使用者、所有者印、自動車検査証を持参し申請してください。

Q 5 5 自動車検査証の住所変更は無料ですか？

A 5 5 ご自身で申請書に記載して申請を行えば無料ですが、行政書士などに代書を依頼しますと有料となります。

税関係

Q 5 6 住宅ローン控除の用紙が数年分手元にあるが、住所の訂正はどうすればよいか？

A 5 6 勤務先に、市が発行する住所変更証明書を提出していただければ、現在お持ちの住宅ローン控除の用紙を修正することなく提出していただいても構いません。ご不明な点がございましたら、松戸税務署（047-363-1171）へお問い合わせください。

Q 5 7 軽自動車税の納付書は？

A 5 7 納付書を5月7日に発送し、旧住所が表示されています。車検を受ける場合は、納税証明書を添付していただきますが、納税証明書に住所欄はありませんので、そのままお使いください。

その他

Q 5 8 ゴミの収集は、変わりますか？

A 5 8 鱈ヶ崎の一部から西平井二丁目となる地域のごみの収集日が変わります。詳しくは9月中旬に自治会をとおして配付いたします印刷物等でお知らせします。

（クリーンセンター：TEL7157-7411）

Q 5 9 変更の手続きの問い合わせは、どこの部署にすればいいのか？

A 5 9 「住所変更手続きの手引き」をご覧くださいまして、所管する部署にお問い合わせ願います。手引きでも分からない場合は、総務課（TEL7150-6067）にご相談ください。

Q 6 0 鱈ヶ崎・思井地区の住所はいつ変更になるのか？

A 6 0 鱈ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業の換地処分が令和2年の秋頃に予定しており、換地処分に合わせて変更になります。変更日は、換地処分の翌日からになります。

（まちづくり推進課西平井・鱈ヶ崎区画整理室（TEL7157-6100）